

第 6 号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第32条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章」を「個人情報の保護に関する法律第5章第4節」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。